

安全運航の取り組みについて

当社は、安全管理規程に従い安全第一で運航致します。
気象・海象状況やその他やむを得ない事由が発生した場合、運航を中止する場合がございます。
船舶と会社は情報を共有し、連絡を取り合い安心して乗船頂けるよう、安全運航への取り組みを行っております。

① 運航の判断について

安全管理規定の運航基準に基づき、運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件にて運航の判断を行っております。

② 救命設備について

所有船舶3隻（鳥羽丸・知多丸・伊勢丸）は、以下の救命設備を設置しております。

降下式乗込み装置



固定救命浮器



救命胴衣（左から 体躯用・大人用・小人用・幼児用）





③ 通信設備 (法定無線設備) 国際 VHF 無線機電話



④ 非常用位置発信装置 AIS (船舶自動識別装置)



伊勢湾フェリー株式会社安全の取り組み

航海 海域	航路 海域	三重県鳥羽市鳥羽港⇄愛知県田原市渥美半島伊良湖港（12.53海里 23.2km） 平水区域		
安全運航の取り組み		<p>当社は、安全管理規程に従い安全第一で運航致します。</p> <p>気象・海象状況やその他やむを得ない事由が発生した場合、運航を中止する場合がございます。</p> <p>船舶と会社は情報を共有し、連絡を取り合い安心して乗船頂けるよう、安全運航への取り組みを行っております。</p>		
安全方針		<p>当社は、お客様の安全な船旅を確保するために、安全最優先の意識の徹底を図り、全社員がそれぞれの持ち場に於いてこれを徹底して実行し、会社一丸となって安全運航に努めることが最も重要な責務である。</p> <p>よって、伊勢湾フェリー株式会社は、安全マネジメント態勢の構築に際し、「安全管理規定」の安全方針を下記のとおりに定めます。</p> <p>一、当社は、関係法令及び社内規程を遵守し、また、安全優先の原則を徹底します。</p> <p>二、当社は、安全マネジメント態勢の継続的改善を実施します。</p> <p>三、当社は、確実な安全情報等の伝達と迅速かつ適切な対応を実施します。</p> <p>四、当社は、構築した安全管理体制の継続的な見直し、改善を図るため、PDCAを確実に機能させます。（PDCAとは、P:計画 D:実行 C:評価 A:改善）</p>		
運航の判断		安全管理規定の運航基準に基づき、運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件にて運航の判断を行っております。		
気象海象による運航基準		風速	波高	視程
発航の可否判断				
鳥羽港		16m/S以上	1.0m以上	500m以下
伊良湖港		16m/S以上	1.5m以上	500m以下
入発の可否判断				
鳥羽港		16m/S以上	1.0m以上	500m以下
伊良湖港		16m/S以上	1.5m以上	500m以下
基準航路の中止		18m/S以上	2.5m以上	横揺れ20度以上
航行中の気象海象		18m/S以上	2.5m以上	
航行中の周囲の気象海象		18m/S以上	3.0m以上	
船舶の安全に係る情報				
船名		鳥羽丸	知多丸	伊勢丸
総トン数・定員		2,410トン・490名	2,331トン・500名	2,333トン・500名
救命設備	救命胴衣大人	700個	514個	514個
	救命胴衣小人	69個	50個	50個
	救命胴衣幼児	13個	13個	13個
	救命胴衣体躯	2個	2個	2個
	救命浮環	4個	4個	4個
	固定救命浮器	12名用×16枚	12名用×12枚	12名用×12枚
	降下式乗込み装置	250名×3基	350名×2基	350名×2基

通信 設備	無線設備	国際 VHF 無線機電話		
	携帯電話	NTT ドコモ (航路通信圏内)		
船舶自動識別装置		非常用位置発信装置 AIS	非常用位置発信装置 AIS	非常用位置発信装置 AIS
船舶検査の受検年月日		2024年6月中間検査	2025年2月中間検査	2024年11月定期検査
保険	損害賠償保険	日本旅客船協会船客傷害賠償責任保険		
	賠償限度額	3億円/船客1名 (200名打ち切りの場合)		
	契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
事故・行政処分		過去5年間の事故・行政処分件数なし		
その他設備装置		フィスタビライザー バウスラスター シリングラダー 自動操舵 ジャイロコンパス D.GPS レーダー (ARPA)	フィスタビライザー バウスラスター シリングラダー ジャイロコンパス 自動操舵 音響測深儀 D. GPS レーダー (ARPA)	

2025. 4.1現在